

新潟みずほ福祉会 令和6年度第2回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和6年9月9日
- 2 開催日時 令和6年9月30日
午前10時から午前11時まで
- 3 開催場所 新潟市西区みずき野1丁目6番11号
総合支援センター 会議室
- 4 出席者
理事（5名） 佐藤 隆、和田 晋弥、海老 郁夫
多賀 邦夫、田中 順
欠席（1名） 野澤 慎吾
監事（2名） 鈴木 昭、大原 利光
本部（6名） 瀧澤千代美、金子 浩、関谷 愛子
田中 敦子、柴野 由紀、伊藤 一美
- 5 議長 理事長 佐藤 隆
- 6 議題
 - (1) 報告事項
業務執行状況の報告
 - (2) 決議事項
第1号議案 就業規則の一部改正
第2号議案 パート・有期契約職員就業規則の一部改正
第3号議案 パート・有期契約職員賃金規程の一部改正
第4号議案 本部長の雇用更新
- 7 理事会の議事の経過の要領及びその結果

午前10時、理事総数6名中、6名の出席により理事会が成立していることを確認後、瀧澤管理者が開会を告げた。その後、出席理事の互選により議長の選出を行い、佐藤隆理事長が議長に就任した。

また、事務局より、理事会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するかを確認した結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。

また、定款第29条第2項の規定により、理事長及び監事が署名人となる。

8 報告事項

◇業務執行状況の報告

資料に沿って本部長(海老理事)が報告し全会一致で承認した。

9 審議事項

(1) 第1号議案 「就業規則の一部改正」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

(2) 第2号議案 「パート・有期契約職員就業規則の一部改正」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

(3) 第3号議案 「パート・有期契約職員賃金規程の一部改正」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

(4) 第4号議案 「本部長の雇用更新」について

資料に沿って、本部長(海老理事)が説明し、全会一致で承認した。

「閉会」

以上をもって議案の審議を終え、上記会議のてん末を承認し、理事長及び監事はこれに記名押印する。

議事録作成理事 海老 郁夫

令和6年9月30日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会 理事会

理事長 佐藤隆 

監事 鈴木昭 

監事 大原利光 

令和6年度 第2回 理事会 議案

日 時 令和6年9月30日午前10時から

会 場 総合支援センター会議室

1 報告事項

- (1) 業務執行状況

2 議案

- (1) 第1号議案 就業規則の一部改正について
- (2) 第2号議案 パート・有期契約職員就業規則の一部改正について
- (3) 第3号議案 パート・有期契約職員賃金規程の一部改正について
- (4) 第4号議案 海老本部長の雇用更新について

第1号議案

就業規則の一部改正について

別表1 職員の始業及び終業時刻等の追加

勤務形態	表記記号	始業時刻	終業時刻	休憩時間
遅出勤8	▽8	10:15	19:00	14:00 ~ 15:00

令和6年10月1日施行

第2号議案

パート・有期契約職員就業規則の一部改正について

(採用)

第4条2項の追加

令和6年10月1日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(採用) 第4条 2 職員として採用された者は、採用された日から2週間以内に次の書類を提出しなければならない。</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ 社会保険加入の職員について、基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳または基礎年金番号通知書など）<u>及び健康診断書（入社日前3ヵ月前のもの、もしくは入社日以降健康診断を行い2週間以内に提出する。）</u></p> <p>⑨～⑩ 省略</p> <p>⑪ <u>正職員の通常の労働時間の4分の3以上勤務し、引き続き1年以上使用され、または使用することが予定されている職員に対しては、健康診断書（入社日前3ヵ月前のもの、もしくは入社日以降健康診断を行い2週間以内に提出する。入社日以降行うものについての費用は法人負担とする）</u></p>	<p>(採用) 第4条 2 職員として採用された者は、採用された日から2週間以内に次の書類を提出しなければならない。</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ 社会保険加入の職員について、基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳または基礎年金番号通知書など）<u>及び健康診断書（入社日前3ヵ月前のもの、もしくは入社日以降健康診断を行い2週間以内に提出する。）</u></p> <p>⑨～⑩ 省略</p>

第3号議案

パート・有期契約職員賃金規程の一部改正について

(採用)

第11条の2の改正、第11条の3の削除

令和6年4月1日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p><u>(福祉・介護職員等処遇改善加算手当)</u> <u>第11条の2 福祉・介護職員等処遇改善加算手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算を原資として支給する。</u> <u>2 支給額は、個別に決定した上で支給する。</u> <u>3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。</u> <u>4 交付額に不足が出た場合は処遇改善加算の一部を原資とすることができる。交付額が余った場合には、一時金として交付額を上回るように支給するものとする。</u></p>	<p>(特定手当) 第11条の2 特定手当は、福祉・介護職員等処遇改善特別手当を原資として支給する。 2 支給額は、職員は年収440万円未満の職員に対して個別に決定した上で年3回に分けて支給する。 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。</p>
<p>(特例手当) 第11条の3 削除</p>	<p>(特例手当) 第11条の3 特例手当は、福祉・介護職員等処遇改善支援補助金(令和4年10月以降は新たな処遇改善加算)を原資として支給する。但し、令和4年2月と3月については一時金として支払う。 2 支給額は、常勤職員は個別に決定した上で支給する。 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。 4 年度末に調整額が生じた場合は一時金として支給する場合がある。</p>

第4号議案

海老本部長の雇用更新について

就業規則（役職降任）第34条の2の3項

前項の当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の降任により運営に著しい支障が生ずると認められる事由がある場合は、理事会の承認を得て、前項の年齢を1年ごとの更新で、最長65歳までとすることができる。
ただし、本部長においては、降任により運営に著しい支障が生ずると認められる事由がある場合は、理事会の承認を得て、さらに1年ごとの更新ができるものとする。

（事由）

・私、海老郁夫は今年度をもって65歳の年齢に達する時期にあるため、次期本部長を担う人材について検討しましたが、私が今年度末で後任することで法人運営に著しい支障が生ずると判断し、さらに1年の更新をさせていただくことについてお諮りいたします。